

第 7 回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成29年10月10日(火) 午後3時00分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
出席委員(11名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員		7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
	9番 山本 壽孝 委員	10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員
欠席委員(1名)	6番 蔵本 孝広 委員			
推進委員(6名)	徳岡 正裕 推進委員		尾川 寛信 推進委員	山田 隆雄 推進委員
		北野 文夫 推進委員	山本美代子 推進委員	倉本 哲男 推進委員
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第27号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第28号議案 農地法第4条の規定による許可申請について 第29号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第30号議案 非農地の現況証明について 第31号議案 農用地利用集積計画の決定について 第32号議案 農用地利用配分計画の策定について			
報告事項	第1号 農地転用現況確認状況について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局	<p>ただ今より、平成 29 年度 第 7 回農業委員会の定例総会を開催します。農業委員の現員数 12 名に対して、ただいまの出席委員は、10 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。開催にあたりまして長谷川会長からあいさつをいただきます。</p>
2 議事録署名委員の指名	議長	<p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>そう致しますと、議事録署名委員の指名でございますが、こちらの方からご指名させて頂いてよろしゅうございますか。</p>
3 議事 議案第 27 号 農地法第 3 条の規定による 許可申請について	委員 議長 事務局	<p>《全委員 異議なし》</p> <p>それでは、ご異議が無い様でございますのでこちらの方から指名させていただきます。議事録署名委員として 9 番 山本寿孝委員、そして 10 番 土海政信委員両名の方、議事録署名委員として、ひとつよろしくお願ひ致します。</p> <p>それでは 3 番議事に入ります。まず議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を審議致します。それでは説明をお願い致します。</p> <p>議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は 上橋津●●、譲渡人は 大阪府岸和田市●●、土地の所在 大字 赤池——、地目は台帳・現況とも 田、利用状況 田、面積 942 ㎡、同じく 大字 赤池——、地目は台帳・現況とも 田、利用状況 田、面積 146 ㎡ です。利用権設定で耕作している農地を、売買により所有権移転するもので、権利取得後の経営面積は 40 アールです。</p> <p>番号 2 譲受人は 中興寺●●、譲渡人は 石脇●●、土地の所在 大字 中興寺——、地目は台帳・現況とも田、利用状況 田、面積 1,275 ㎡です。売買による所有権移転で、権利取得後の経営面積は 73 アールです。</p> <p>番号 1 については、農地の管理が困難なため、耕作者に取得してほしいという事で、話がまとまったようです。番号 2 は、申請地は松崎駅の南にあって、現在農協が梨団地整備を計画している区域の一角です。譲受人は梨団地への入植を希望していることから、申請地の取得を希望した</p>

<p>議案第 29 号 農地法第 5 条の規定による 許可申請について</p>	<p>議長 山下昇委員 議長 事務局</p>	<p>ため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>それでは、本案件につきましては現地の確認を行っております。現地確認を代表致しまして、山下昇委員報告をお願い致します。</p> <p>はい、それでは報告致します。本日の確認委員は、長谷川会長、そして山上委員、尾川推進委員、そして山下、私と、事務局 2 名、合計 6 名で現地を確認して来ました。資料 1 にあります様に、非常に周りは環境の良い所でありまして、とりわけ問題にする様な事も無いし、問題も起きそうな所でもありませんし、妥当だと思って見て参りました。以上です。</p> <p>はい。それでは説明並びに現地確認の報告が終わりました。それではただ今より質疑を行います。皆さんの方からお尋ねはございますか。ご意見はございますか。それでは質疑を終結致します。それでは採決を行います。議案第 28 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」について、申請どおり認めることにご異議の無い方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方が賛成でございますので、議案第 28 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」につきましては、申請どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして議案第 29 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を審議致します。それでは説明をお願い致します。</p> <p>議案第 29 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の申請があったので、これを鳥取県知事に進達することについて、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料は 4-1 頁から 4-7 頁、及び別添資料 1</p> <p>番号 1 土地の所在 湯梨浜町大字 田後——、現況地目 田、転用面積は 1,203 m²の内 287.50 m²、転用計画の用途は住宅用地、施設概要は、一般個人住宅、建築面積は 91.83 m²です。譲受人 田後●●、譲渡人 田後●●、使用貸借による権利設定です。立地基準の判定に係る農地区分は第 1 種農地、区分決定根拠は 集団農地 で、許可根拠規定は、集落接続、都市計画区分は 非線引きの都市計画区域内で、公共投資 あり です。事業内容は、一般個人住宅 1 棟、3 台の駐車場、農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、羽合土地改良区の意見書は添付してあります。それから隣接耕作者の同意書も添付されております。</p>
---	---	--

	<p>議長</p> <p>山下昇委員</p> <p>議長</p> <p>中村委員</p> <p>議長</p> <p>中村委員</p>	<p>申請地は、盛土高 20cm、L 字擁壁は敷地面より 10cm 上がりで設置する計画で、雨水は町道側溝へ放流します。また、残りの農地は間口 3m のスロープを設け、農業用機械の出入りを確保する計画です。以上のことから、隣接農地への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える障害も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって本申請は、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>それでは、本案件は現地の確認に出向いております。代表致しまして山下昇委員、報告をお願い致します。</p> <p>はい、それでは報告致します。まず資料 1 の写真を見ていただいて、そして図面は 4-1、航空写真があります。これを見ながら、見ていただければ良く解ると思いますけれども。細長い田んぼが、右の方の半分は既に宅地として家が建っております。そして今回申請の場所は一番左側、西端の所です。写真で見ますと、ちょうど真ん中どころに稲が作っております。手前の方は今年は植付をして無いんですけれども、去年の種が落ちて何ぼか若干生えていると云う状況です。こう云ったような現状でして、手前の所が真ん中の田んぼに行く進入路にもなりますし、また水路も、この左の方から水が入って来ます。そう云った様な状況ですので、進入路の整備と、そして、水路を設置すると云った様な指導をもって許可をすれば妥当だと思います。その様に今回の委員全員で見参りました。以上です。</p> <p>はい、ご苦労様です。それでは説明並びに現地の報告が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方でございますか。どうぞ挙手の上ご質問をお願いします。本案件につきましてはですね、第 1 種農地であるという事によりまして説明案件でございます。いわゆる県の審議会の方に掛かると云う風な事でございますので、不足の無い様に資料を提出したいと云う風に思います。中村委員どうぞ発言してください。</p> <p>家を建てられる時にですね、奥の田んぼに進入路の様な格好で設計されているんですけれども。これ宅地にして、宅地から傾斜を付けて機械が入るといようなことは、何か条件的な事で出来ないんですか？</p> <p>そのあたり、事務局。じゃあ説明をしてあげてください。</p> <p>先回もあつたんですけども。機械が入る道だけを作って使い道が無いといような、中途半端な</p>
--	--	---

	<p>事務局</p> <p>議長 事務局</p> <p>議長 中村委員</p> <p>議長 事務局 議長 事務局</p> <p>議長 中村委員 議長 倉本推進委員</p>	<p>土地になってしまうと云うのもね。これもそうしてみたら、自分の敷地から降りる様な格好になる様に。そうした方が効率的に良いのかなと云う、単純な発想です。</p> <p>恐らくですね、申請者の方がこの田んぼを作っている訳ではないですから。たぶん、自分の家の敷地を通過して、屋敷の敷地を通過してその先にスロープと云うのは、恐らく通路になってしまうから嫌がってのことだと思われまして。で、技術的には、あと、そもそも土地利用計画図で行きますと、左側に水路とありますが、そちら側から田んぼに水を取る様になっているんですよ。スロープと駐車場の間あたりに取水口があるものですから、全面を地上げをして敷地を通過したその先でスロープと云う事になると、恐らく水路の振り回しとかが非常に困難になると思われまして、恐らくそれも考えての設計でなかろうかと云う風には想像はするんですけども。少なくとも、地を上げる面積は少ない方がお金も少なく済むでしょうし、そういう事も勘案してではなかろうかと思えます。これはあくまで想像で、申し訳ないです。</p> <p>思えば、中村委員のおっしゃった今の。この間の●●さんの案件か。</p> <p>もちろんですし、他にもね。家の隣に農地と云ったらおかしいけども、ほんとね、軽トラックがやっと通れる土地が残っているという事ですね。何か中途半端なことになってたんで、また同じような事になるのかなと思ってることです。</p> <p>この場合は端的に考えて行けば、例えばこの残った農地を利用権設定とかで貸出す時に、作り手が他人の屋敷を通過して行かないといけなくなるので、これも有りなのかな。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>はいどうぞ。</p> <p>具体的な話を申し上げますと、今耕作しておられるのは山上委員が耕作しておられるんですよ。ですので、引き続き作られると云う事らしいので。そうするとやはり家を建てられる方の敷地を通過と云うよりは、やはり先ほど会長がおっしゃられたように、別の敷地として使った方が、後々の事を考えれば良いのかなと云うのは実際思います。</p> <p>中村委員良いですか。</p> <p>はい、良いです。</p> <p>それでは、その他に何かございますか。その他何か。はい、倉本推進委員どうぞ。</p> <p>農地区分が1種となっております。原則不許可という事だと思うんですけども、例外の何か許</p>
--	---	---

<p>議長 事務局</p>		<p>可、集落接続の住宅という事で例外的な許可、と云う事でよろしいですね。 そのあたりを補足説明。 おっしゃられるとおりなんです。基本的には第1種農地、それから農振農用地と云うのは、原則転用不許可であります。例外的に、先月だったかな、有りましたけれども。一時転用の場合が例外的に許可をしてもらえる可能性があるという事と、それから農業用施設で、200㎡を超える様な、とか、大きめの農業用施設であれば農振農用地であっても転用は可能であります。具体的な例で言えば、そこのライスセンターですとか、或いはカントリーエレベーター。あそこはまさに第1種農地の真ん中に建っておる訳なんですけれども。そう云った所であっても農振農用地のままでも転用は可能。農業用施設であればOK。で、農振農用地ではなくて、外れた所であっても、第1種農地、優良農地ではありますので、大概の施設というのは転用はダメと云う話にはなるんですけども、こと住宅に関しましては、やっぱり住宅困窮という事があります。そこしか家が建てられない、住む場所が無いという事に関しては、鳥取県では例外的に認めましようという事でなされておりますので、これは住宅という事で、転用は一応可能と云うものであります。</p>
<p>倉本推進委員 議長</p>		<p>はい、分かりました。 その他ございませんか。よろしいですか。それでは質疑も無い様でございます。それでは採決を行います。議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請」について、申請どおり認めることにご異議の無い方、挙手をお願い致します。 《全員賛成》 全員の方が賛成でございます。従いまして議案第29号「農地法第5条の規定による許可申請」については、申請どおり認めることと致します。 実はですね、今防災無線で放送がありました、埴見の集落で緊急の事態が生じた様です。従いましてですね、埴見部落から出ておられます土海政信委員でございますけれども、退席をさせてほしいと云う申し出が、今ございました。その様に取り計らいたいと思います。よろしゅうございますか。 《全員了承》 それでは土海委員、どうぞ。 それに関連してでございますけれども、土海政信委員が本日の議事録の署名委員になっておら</p>

<p>議案第 30 号 非農地の現況証明について</p>	<p>事務局</p> <p>議長</p> <p>山下昇委員</p> <p>議長</p> <p>横川委員</p>	<p>れます。従いまして、その次の山下和子委員の方にこの任務をお願いしたいと云う風に思います。山下和子委員、議事録署名委員としてお勤めをお願い致します。</p> <p>《土海委員退席》</p> <p>それでは再開します。議案第 30 号「非農地の現況証明について」審議を致します。それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第 30 号「非農地の現況証明について」説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>資料は 5-1 頁 5-2 頁及び資料 1</p> <p>番号 1 申請人 原●●、土地の所在 大字 原——、地目は台帳 畑、現況 原野、面積は 275 m²、平成 2 年頃から耕作を止め、現在に至るものです。続いて 大字 宇谷——、地目は台帳 畑、現況 山林、面積は 2,750 m²、果樹園として利用していたが、平成 2 年に土砂崩れが生じて利用できなくなったものです。ちなみに平成 2~4 年頃に植林転用している可能性もございますけれども、地目変更がまだ出来ていない状態で、調査をしましたがけれども資料が見当たりませんでしたのでちょっと不明であります。以上であります。</p> <p>はい、説明が終わりましたので、この案件につきましても現地に出向いて確認を行っております。山下昇委員、代表して報告をお願い致します。</p> <p>はい、それでは報告致します。今事務局の方から細かく説明がありまして、そのとおりなんですけども、原の写真ですけども、ゴズボカズラが一面に茂っております。そして宇谷のかつて果樹園であった所ですけれども、すぐ先が急な斜面、極端な。よく作っておられたなと言うくらいの斜面です。そう云った様な事からして、どちらも耕作することは大変難しいだろうと思っております。従って証明を出して妥当だと思っております。</p> <p>はい、ありがとうございます。それでは事務局の説明、そして現地確認の報告が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。皆さんの方からお尋ねはございますか。何でも結構でございますよ。はいどうぞ、横川委員どうぞ発言をしてください。</p> <p>はい、5 番横川です。すみません、宇谷ですね。地目は山林になっていますけど、これは良いんですけど。写真を見る限り、木が植えてありますね。平成 2 年から耕作がしてないという事は、</p>
----------------------------------	---	---

	<p>議長 事務局</p>	<p>それ以前か、それ以後にこの木は植えられたものでしょうか？その辺を教えてください。 説明を。</p> <p>申請者の方から出て来ておりますのは、平成2年に災害で、土砂崩れが発生したために果樹園として耕作を継続することが無理な状態になって、それ以降は畑としては利用していないという事での申し出はございましたけれども。現実には木が植わっているんですよ。木を植えられたのは、少なくとも平成2年の災害があって以降なんですけれども。それこそ平成4、5年に植えたとしても、もう20年以上経過しておりますので、それなりの木になっていると云うものでございます。それで木を植えた行為自体が、許可を得ての転用行為であったのかどうか、資料を探したんですけども、定かではないものですから何とも言えないんですが、少なくとも農業を止めてから20年以上経過しておりますので、いずれにしても時効と云う話が出て参ります。で、長年経過している状態にありますので、この現状をもって農地では無いものとしての判断をお願いしますと云う申請であります。</p> <p>議長 横川委員</p> <p>はい、良いですか横川委員。</p> <p>議長 はい、良いです。</p> <p>はいその他にございませんか。それでは無い様でございますので、採決を行います。議案第30号「非農地の現況証明」について、原案どおり認めることにご異議の無い方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>はい、全員の方でございますので、議案第30号「非農地の現況証明」につきましては、原案どおり認めることと致します。</p>
<p>議案第31号 農用地利用集積計画の決定 について</p>	<p>事務局</p>	<p>続きまして議案第31号「農用地利用集積計画の決定について」をお諮り致します。それでは説明をお願い致します。</p> <p>議案第31号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は平成29年10月15日です。</p> <p>資料は6-1頁6-2頁</p> <p>利用集積計画総括表で、関係戸数は 借り人 5 、貸し人 13 です。利用権の設定期間はご覧</p>

<p>議案第 32 号 農用地利用配分計画の策定 について</p>	<p>議長</p>	<p>の表のとおりです。設定作物等面積は、普通畑として利用が 19,109 m²であります。利用権設定面積率は 0.137%です。各筆明細は、一覧をご覧くださいと思いますが、番号 7 から 13 まだが農地中間管理事業を活用した貸し借りという事で、中間管理機構であります鳥取県農業農村担い手育成機構に貸付を行うものでございます。以上「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。以上であります。</p> <p>はい、それでは皆さん、各筆明細をご覧くださいまして疑問の点等々ございましたら、ご発言をお願い致します。それではしばらく時間を持ちます。ご意見のある方、随時手を挙げてください。それではよろしいですか。お尋ねはございませんか。それでは無い様でございますので、質疑を終結致します。採決を行います。議案第 31 号「農用地利用集積計画の決定」について、原案どおり認めることにご異議の無い方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方でございますので、議案第 31 号「農用地利用集積計画の決定」につきましては、原案どおり、申請どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして、議案第 32 号農用地利用配分計画の策定について」をお諮り致します。説明をお願いします。</p> <p>議案第 32 号「農用地利用配分計画の策定について」説明します。次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものでございます。農用地利用配分計画書の案はお手元の「資料 2」をご覧くださいませでしょうか。資料 2 の 2 頁目が各筆明細となります。先ほどご覧いただきました、農用地利用集積計画の方に載っておりました中間管理事業分が概ね載っているんですけども、その他にもまだ配分がなされていなかったものにつきまして、配分がなされております。まず整理番号 1、農事組合法人●●、これが芝の生産で貸し借りを行うものであります。それから整理番号 2、倉吉市●●、この方は新規就農でブドウ栽培とネギ栽培に向かわれる方でありまして、その方への配分という事になります。概要と致しましては以上であります。</p> <p>以上で説明を終わりますが、それでは皆さんの方からご意見を求めたいと、このように思いますが、ご意見ございますか。この表題の方のその日付と町長の名前、印は、このあたりもちよつと。</p>
	<p>事務局</p>	
	<p>議長</p>	

<p>4 報告事項 報告事項 第1号 農地転用現況確認状況について</p>	<p>事務局</p>	<p>資料2の1頁目につきましては、配分計画という形で3枚もので一括りになるんですけども、町長がこれは担い手育成機構に対して、作成したのと云う事で提出をするものであります。農業委員会に意見の聞き取りをして、農業委員会がそれで良しと云う意見となれば、特に付けるべき要望等ありませんよと云うことになりましたら、その答えを得て、町長が中間管理機構に配分計画を作成しましたと云う事で提出をすると云う一連のものを、そのまま付けさせていただいていると云う関係で、こう云う風になっております。</p>
	<p>議長 徳岡推進委員 事務局</p>	<p>はいどうぞ、徳岡推進委員どうぞ。 この農事組合法人は、現在使っていますよね、芝。同じ業者ですか。 芝の生産を羽合平野でやっているのは、この農事組合法人がやっております。で、中間管理事業で貸付をして、それから配分を受けてやっている、中間管理事業を利用した農地の貸し借りもありますし、そうじゃなくて未相続農地であるがために、短い期間での直接の契約と云うのもございます。両方のやり方を使っておりますので。先ほどの利用集積計画の中にも●●組合で直に相対で契約しているもの。それから中間管理事業を利用しているという2本立てになっております。</p>
	<p>徳岡推進委員 事務局</p>	<p>同じ人ですよ。</p> <p>同じ人です。</p>
	<p>徳岡推進委員 議長</p>	<p>はい分かりました。 はい、その他にございますか。無い様でございますが、それでは採決を行います。議案第32号「農用地利用配分計画の策定」についてでございますが、原案どおり認めることにご異議の無い方、挙手をお願いします。 《全員賛成》 はい、全員の方でございます。従いまして、本委員会では異議なしという事で回答させていただきます。以上をもちまして議事を終結致します。</p>
	<p>事務局</p>	<p>続きまして報告事項に入ります。報告事項 第1号「農地転用現況確認状況について」、それでは事務局説明をお願いします。 報告事項でございます。報告事項 第1号「農地転用現況確認状況について」説明します。次のとおり、農地転用現況確認願いが提出され、現況を確認し確認書を交付したので、その状況を</p>

5 その他	議長	<p>報告するものです。</p> <p>番号1 転用者 久見●●、土地の所在 大字 久見——、地目 畑、面積 335 m²、転用目的は、一般個人住宅、許可指令年月日及び許可番号は記載のとおりです。確認書交付年月日は H29. 8. 30、5 月 10 日に基礎工事が完了したものです。</p> <p>番号2 転用者 園●●、土地の所在 大字 園——、地目 田、面積 1,125 m²、同じく大字 園——、地目 畑、面積 6,821 m²、転用目的は、植林、許可指令年月日及び許可番号は記載のとおりです。確認書交付年月日は H29. 8. 30、転用目的が植林の場合は、植栽後 6,7 年経過して樹木が生育してからでないでないと確認書を交付できませんので、現地確認の日を転用事業の完了日としております。以上でございます。</p> <p>はい、ただ今のは報告事項でございますので、お認めをいただく訳でございますが、皆さんの方からお尋ねがございましたらどうぞ発言をしてください。よろしゅうございますか。それでは事務局長専決と云う風なことで、報告事項を終わらせていただきます。</p> <p>その他に入ります。それでは 11 月定例総会について、をお諮り致します。説明をお願いします。</p>
	事務局	<p>○11 月定例総会</p> <p>11 月 10 日（金）午後 3 時 00 分より</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建議について ・ 植林転用に関する市町村指針の策定について ・ 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について <p>○各種研修会報告</p> <p>○農業委員会特別研修大会について</p> <p>11 月 11 日（土）午後 1 時 00 分～午後 4 時 50 分予定、町マイクロバス乗合せ</p> <p>○秋期農地パトロールの日程（案）について</p> <p>○「植林転用に関する市町村指針の策定」について</p> <p>○建議について</p> <p>○部会報告</p>

6 閉会

議長

以上をもちまして、総会を終了します。

(閉会 午後4時30分)